

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構
学術指導取扱規程

平成27年2月24日
規程第1号

(目的)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構（以下「機構」という。）における学術指導の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「学術指導」とは、企業又はその他の団体等（以下「企業等」という。）からの委託を受け、機構の職員がその教育、研究及び技術上の専門的知識に基づき指導助言を行い、もって当該企業等の業務又は活動を支援するもので、これに要する経費を企業等が負担するものをいう。

2 この規程において「学術指導担当者」とは、学術指導を実施する機構の職員をいう。

3 この規程において「知的財産権」とは、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構知的財産取扱規程第2条第1項に定める知的財産権をいう。

(受入の基準)

第3条 学術指導は、原則として機構の職員の職務と同一のもの又は職務と密接に関連するものと認められ、かつ、機構の業務の運営に支障がないと認められる場合に限り、これを受け入れるものとする。

(受入の条件)

第4条 学術指導を受け入れる場合は、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

(1) 学術指導は、企業等の都合により一方的に中止することはできないこと。

(2) 企業等と協議の上、やむを得ない理由で学術指導を中止し、又は指導期間を変更したことにより企業等が損害を受けたときは、これに対し機構は責任を負わないこと。

(3) 企業等は、学術指導に要する経費を所定の期日までに納付すること。

(4) 納付された学術指導に要する経費は、返還しないこと。

2 前項に定めるもののほか、学術指導の受入れに関し必要と認められる条件を付することができる。

(申込み)

第5条 学術指導の申込みをしようとする企業等は、別紙様式1の学術指導申込書を機構長に提出するものとする。

(受入可否の決定)

第6条 機構長は、前条の申込書を受理したときは、研究費等受入審査会に諮り、適当と認める

ときは、受入れを決定するものとする。

(契約の締結)

第7条 機構長は、前条により受入れを決定した学術指導の実施にあたり、別紙様式2の学術指導契約書を標準として、学術指導に関する契約（以下「学術指導契約」という。）を締結する。

(規程等の遵守)

第8条 学術指導を受ける者は、機構の諸規程及び関係法令を遵守するとともに、安全の確保に努めなければならない。

(学術指導に要する経費)

第9条 企業等は、学術指導に要する次の各号の経費を負担するものとする。

- (1) 企業等は、学術指導担当者の知識、ノウハウ等の提供の対価としての学術指導料及び当該学術指導に直接必要な旅費、消耗品等の経費（以下「直接経費」）に相当する額を負担するものとする。
 - (2) 企業等は、当該学術指導遂行に関連し直接経費以外に必要となる経費（以下「間接経費」という。）を負担するものとする。
- 2 前項1号に規定する直接経費は、企業等と学術指導担当者の所属する研究所等の長が協議の上、定める額とする。
- 3 第1項第2号に規定する間接経費は、直接経費の10パーセントに相当する額を標準とする。ただし、企業等が間接経費の率についてこれを超える率を定めているときは、別途協議し、定めるものとする。

(学術指導の開始)

第10条 学術指導担当者は、前条の学術指導に要する経費の納付された日から、学術指導を開始するものとする。

(学術指導の中止又は期間の延長)

- 第11条 学術指導担当者は、天災その他やむを得ない理由のために学術指導を中止し、又はその期間を延長する必要があるときは、企業等と協議の上、直ちにその旨を機構長に報告するものとする。
- 2 機構長は、前項の報告により学術指導の遂行上やむを得ないと認めるときは、これを中止し、又はその期間を延長することを決定する。期間を延長する場合は、直ちに、企業等と変更契約を締結するものとする。

(完了の報告)

第12条 学術指導担当者は、学術指導が完了したときは、別紙様式3の学術指導完了報告書により、機構長に報告するものとする。

(学術指導場所)

第13条 学術指導担当者は、所属する研究所等の長が認める場合には、企業等の事業所において学術指導を行うことができるものとする。

(学術指導研究成果の公表)

第14条 機構長は、本学術指導の成果の全部又は一部について公表しようとするときは、あらかじめ企業等と協議し、その同意を得るものとする。

(知的財産権の帰属)

第15条 学術指導において発生した発明等に係る知的財産権の帰属は、双方協議の上定めるものとする。

(秘密の保持)

第16条 機構長及び企業等は、学術指導契約の締結に当たっては、相手方より提供又は開示を受け、若しくは知り得た情報について、あらかじめ協議の上、非公開とすることができるものとする。

(適用除外)

第17条 次の各号のいずれかに該当するときは、この規程の一部を適用しないことができる。

- (1) 政府関係機関、特殊法人、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は大学共同利用機関法人への学術指導である場合
- (2) その他、特別な事情がある場合

(雑則)

第18条 この規程に定めるもののほか、学術指導の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成27年2月24日から施行する。